

## 芦屋町こども計画の策定について

## 1.「子ども・子育て支援事業計画」について

- (1) 平成 24 年 8 月に制定された「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、平成 27 年度に「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。本制度は子どもを産み、育てやすい社会を目指して創設され、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、③地域の子ども・子育て支援の充実の 3 つの目的があります。
- (2) 「芦屋町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」で策定が義務付けられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けるとともに、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」を一部含むものとし、また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「市町村計画」を包含する計画としています。
- (3) 現計画の「第 2 期芦屋町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は令和 2～6 年度であるため、次期計画の「第 3 期芦屋町子ども・子育て支援事業計画(令和 7～11 年度)」を令和 6 年度末までに策定する必要があります。

## 2.「こども計画」について

- (1) 令和 5 年 4 月に「こども家庭庁」が発足、「こども基本法」が施行され、令和 5 年 12 月に「こども大綱」が決定されました。
- (2) こども大綱では、「少子化対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が一元化されました。
- (3) こども基本法では、市町村は「市町村こども計画」の策定が努力義務とされており、また、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「市町村子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「市町村計画」、その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができるとされています。
- (4) 芦屋町では、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困対策推進計画」に、「子ども・若者計画」を加えた一体的な計画として「芦屋町こども計画」を策定する予定です。

## 3.策定スケジュール

## 【これまで】

- 平成 27 年 3 月 第 1 期芦屋町子ども・子育て支援事業計画(H27～R1)策定
- 令和 2 年 3 月 第 2 期芦屋町子ども・子育て支援事業計画(R2～6)策定
- 令和 5 年 3 月 第 2 期芦屋町子ども・子育て支援事業計画(R2～6)の中間年の見直し
- 令和 6 年 3 月 芦屋町こども計画(R7～11)策定のための調査実施

## 【今後の予定】

- 令和 6 年度 計画策定 ※子ども・子育て会議を 4 回開催予定
- 令和 7 年 3 月 芦屋町こども計画(R7～11)策定

子ども・子育て会議  
令和6年度開催スケジュール・議題(案)

第1回	令和6年8月2日(金)	(1)委員長・副委員長の選出 (2)第2期子ども・子育て支援事業計画 令和5年度実績報告等について (3)こども計画(次期子ども・子育て支援事業計画を含む)の策定について (4)こども計画策定のための調査(アンケート調査)結果報告について
第2回	令和6年9月上旬	(1)現状の分析と課題の整理について (2)計画骨子案について (3)教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて
第3回	令和6年10月中旬	(1)基本理念について (2)計画素案について① (3)その他 ・保育所の利用定員変更について
第4回	令和6年11月下旬	(1)計画素案について② (2)その他 ・パブリックコメントの実施について ・今後のスケジュールについて

<会議終了後のスケジュール>

令和6年12月中旬	政策会議(理事者等に計画素案の説明)
令和6年12月下旬～令和7年1月下旬	パブリックコメント ※意見が提出されることを想定
令和6年2月中旬	政策会議(理事者等にパブリックコメント回答案の説明)
令和7年2月下旬	パブリックコメント結果公表
令和7年3月上旬	計画策定

# 1. こども計画の概要

(※こども、子ども、子供の漢字の使用は、法律の用語、出典等に従っています。)

## (1) こども基本法の制定（令和5年4月1日施行）

### 1) 第一条 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

### 2) 第十条 都道府県こども計画等（抜粋）

市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

### 3) 第十一条 こども施策に対するこども等の意見の反映

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

## (2) こども計画の概要

### 1) こども計画を構成する各種計画の根拠法と関連する大綱

法に定められた計画等	根拠法	●：大綱（計画期間） ●：福岡県計画（計画期間）
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法 第9条第2項	● 子供・若者育成支援推進大綱（R3～R7、R5 中間評価） ● 福岡県青少年健全育成総合計画＝福岡県青少年プラン（R4～R8）
子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条第3項	● 子どもの貧困対策に関する大綱 ● 第2期福岡県子どもの貧困対策推進計画（R3～R7）
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条	● 少子化社会対策大綱（R2～R6） ● 第2期ふくおか子ども・子育て応援総合プラン（R2～R6）
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条	● 第2期ふくおか子ども・子育て応援総合プラン（R2～R6）

### 2) こども計画を構成する各種計画の必要な記載項目と対象年齢

計画の名称	必要な記載事項	対象年齢
子ども・若者計画	①教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策 ②子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備	0歳～39歳 (30～39歳はポスト青年期)
子どもの貧困対策推進計画	①教育の支援 ②生活の安定 ③保護者の就労支援 ④経済的支援等	0歳～18歳
次世代育成支援行動計画	①地域における子育ての支援 ②母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の確保 ④子育てを支援する生活環境の整備 ⑤職業生活と家庭生活との両立の推進 ⑥子ども等の安全の確保 ⑦要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	0歳～18歳
子ども・子育て支援事業計画	①幼児期の学校教育・保育の量の見込、提供体制確保の内容 ②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保	0歳～11歳

※赤枠：第2期芦屋町子ども・子育て支援事業計画に含まれる計画

## 2. こども計画の趣旨

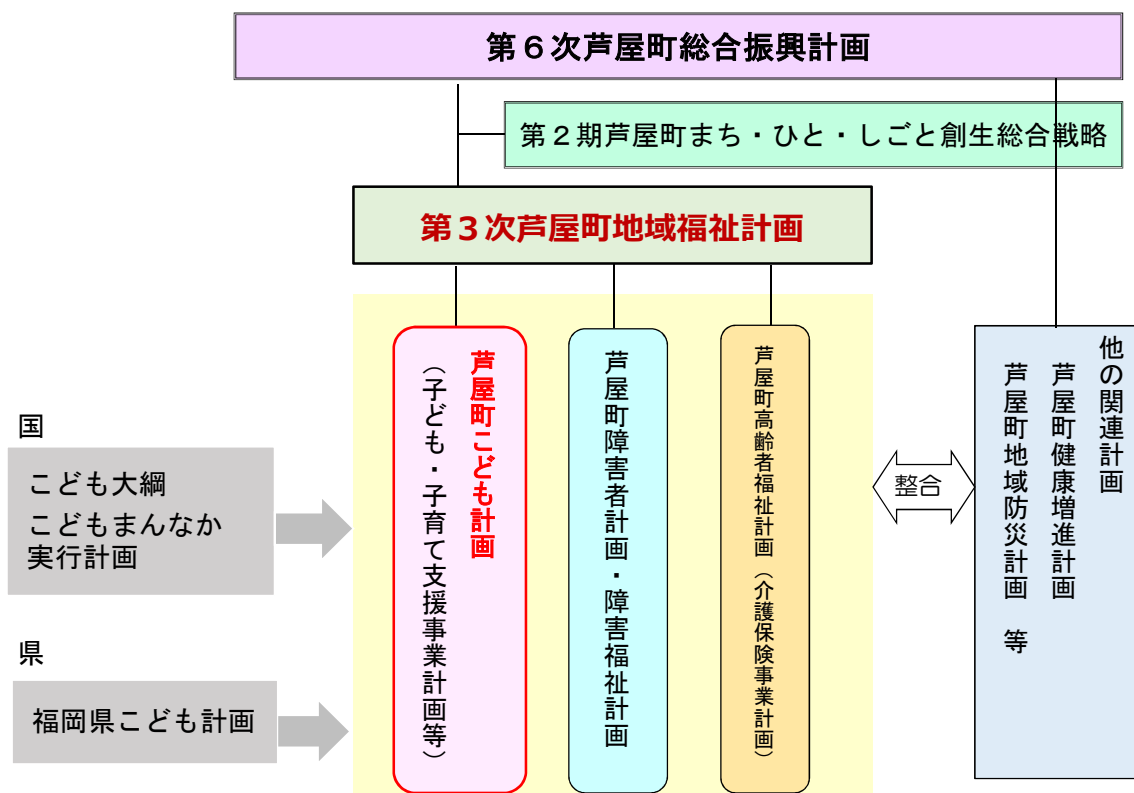
### (1) 根拠法（こども基本法第10条第2項）

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

根拠法	法に定められた計画等
少子化社会対策基本法第7条第1項	総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策（以下、「 <b>少子化対策</b> 」と称す）第7条第2項に、こども大綱が位置づけられています。
子ども・若者育成支援推進法第9条第2項	<b>子ども・若者計画</b>
子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第3項	<b>子どもの貧困対策推進計画</b>
その他法令の規定により市町村が作成する計画	
次世代育成支援対策推進法第8条	<b>次世代育成支援行動計画</b>
子ども・子育て支援法第61条	<b>子ども・子育て支援事業計画</b>

### (2) こども計画の位置づけ

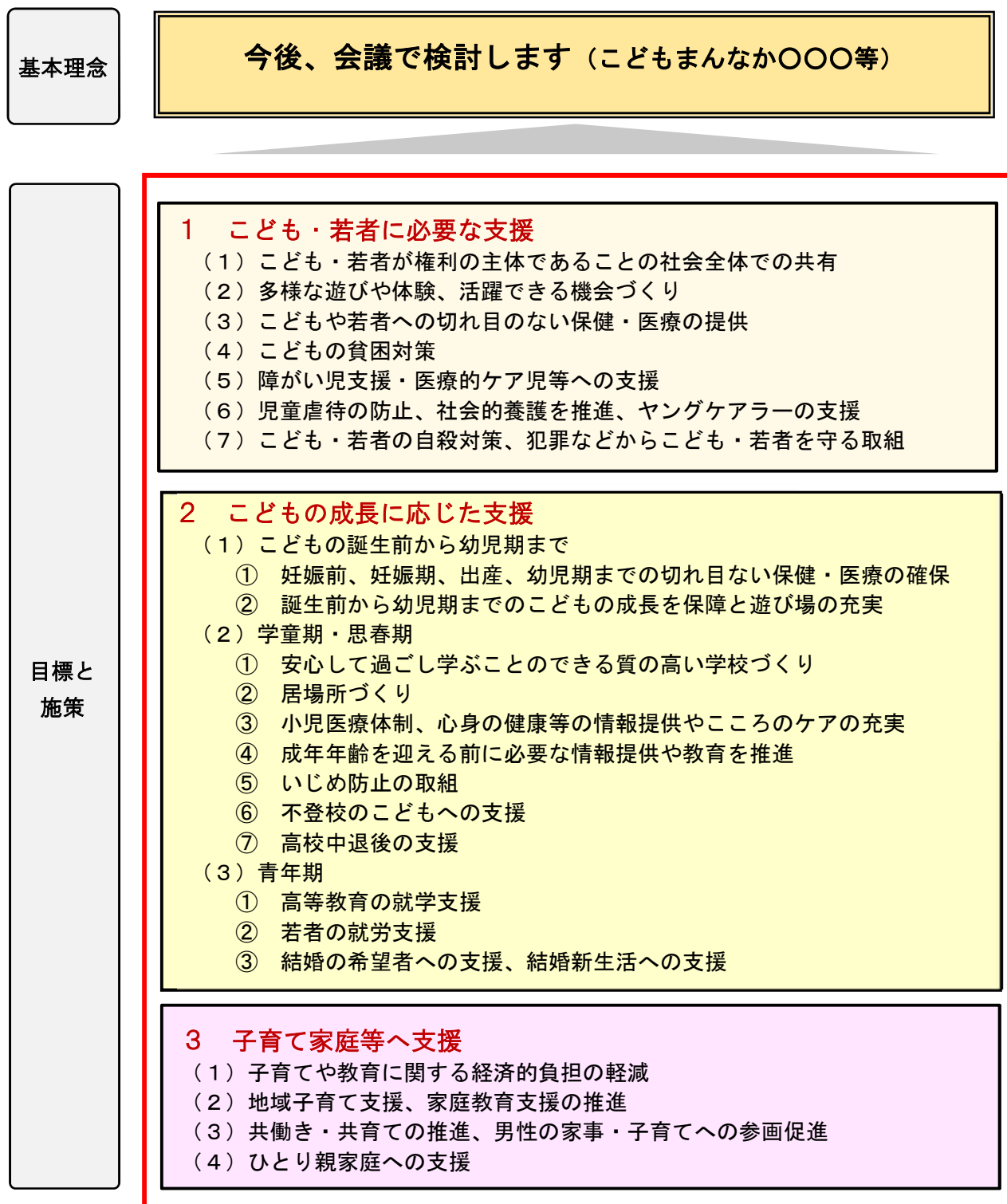
#### ■ 芦屋町こども計画の位置づけ



### 3. 計画書の構成

#### 【計画の体系】

国の「こども大綱」や「こどもまんなか実行計画」（令和6年5月）、「自治体こども計画策定のためのガイドライン」を踏まえて、計画の体系を下図に示します。



※赤枠は、次頁の「こども大綱のこども施策に関する重要事項」参照

(参考)

## こども計画に含める必要がある項目

・「市町村こども計画」は、下表の「こども大綱のこども施策に関する重要事項」を網羅する必要があります。

凡例)

**少子化対策**：少子化社会対策基本法の施策  
**子ども・若者**：子ども・若者計画  
**貧困対策計画**：子どもの貧困対策計画  
**次世代育成支援**：次世代育成支援行動計画  
**事業計画**：子ども・子育て支援事業計画

項目		関係する計画
<b>1 ライフステージに縦断的な重要事項 →子ども・若者に必要な支援</b>		
(1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等		次世代育成支援
(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり		次世代育成支援
(3) 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供		次世代育成支援 子ども・若者
(4) こどもの貧困対策		貧困対策計画 少子化対策
(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援		次世代育成支援 子ども・若者 少子化対策
(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援		子ども・若者
(7) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組		子ども・若者
<b>2 ライフステージ別の重要事項 →こどもの成長に応じた支援</b>		
(1) こどもの誕生前から幼児期まで	① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	次世代育成支援 子ども・若者 少子化対策
	② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	次世代育成支援 子ども・若者 少子化対策
(2) 学童期・思春期	① こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い公教育の再生等	次世代育成支援 子ども・若者
	② 子ども・若者の視点に立った居場所づくり	次世代育成支援 子ども・若者
	③ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	次世代育成支援 子ども・若者
	④ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	子ども・若者
	⑤ いじめ防止	次世代育成支援 子ども・若者
	⑥ 不登校の子どもへの支援	次世代育成支援 子ども・若者
	⑦ 子どもや保護者などからの意見を参考に校則の見直し	子ども・若者
	⑧ 高校中退の予防、高校中退後の支援	子ども・若者
(3) 青年期	① 高等教育の就学支援、高等教育の充実	子ども・若者
	② 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	子ども・若者
	③ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	少子化対策
	④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	子ども・若者
<b>3 子育て当事者への支援に関する重要事項 →子育て家庭等へ支援</b>		
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減		貧困対策計画 少子化対策
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援		次世代育成支援 事業計画 少子化対策
(3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大		次世代育成支援 少子化対策
(4) ひとり親家庭への支援		貧困対策計画 少子化対策